

歯周病専門医制度規則

A

第1章 総 則

第1条 日本歯科専門医機構(以下、機構とする)認定の歯周病専門医(以下、専門医とする)制度は、歯周病学の専門知識と臨床技能を有する専門医の養成と、その生涯にわたる研修を図ることにより、医療水準の向上と普及を図り、もって保健福祉の増進に寄与することを目的とする。この目的を達成するために特定非営利活動法人日本歯周病学会(以下、本学会とする)はこの制度を運営するものとする。

第2章 専門医の認定

(専門医認定の申請資格)

第2条 専門医の資格を申請する者は、以下の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 歯周病専門医審査委員会(以下、委員会とする)が承認し、機構により認定された研修施設において5年以上の常勤もしくは週3.5日以上の専門研修歴を有する者
- (2) 専門医申請時に本学会認定医に登録後2年、通算5年以上の本学会会員歴を有する者
- (3) 本学会認定医登録後、本学会学術大会における認定医・専門医教育講演を2回以上受講の上、専門医申請時に機構が定める「共通研修」を毎年度2単位かつ5年間で10単位有していること
- (4) 細則第10条に定める所定の教育研修単位を満たした者
- (5) 細則第10条に定める業績を満たした者
- (6) 日本国歯科医師の免許を有し、原則として日本歯科医師会の正会員または準会員であること
- (7) 本学会定款細則第43条の規定に基づき禁煙宣言に対して同意した非喫煙者であること

(専門医認定の申請手続き)

第3条 専門医の資格を申請する者は、細則第14条に定める申請料を添え、細則第4条、ならびに第5条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(専門医認定の書類審査と試験)

第4条 委員会は、専門医認定の申請書類を審査し、基準を満たしていると認めた者に対して、資格試験(以下、試験とする)を実施する。

- 2 試験は、筆記試験、面接(口頭)試験、症例(臨床技能習熟度評価)試験により行う。
- 3 試験の実施方法については別途定める。

(専門医の認定及び登録)

第5条 委員会において1次審査後、審査結果について本学会理事会の承認を経たのちに、機構による審査を受ける。

- 2 機構から専門医と認定された者は、学会を通じて機構へ細則第14条に定める登録料を納入する。
- 3 前項により納付の上、機構から専門医と認定された者に専門医認定証を交付する。
- 4 認定期間は機構が定める。原則として以下の通りとする。
 - (1) 理事会承認日が 1月 1日～6月30日の場合 7月 1日から5年後の 6月30日までとする。
 - (2) 理事会承認日が 7月 1日～12月31日の場合 11月 1日から5年後の10月31日までとする。

第3章 研修目的及び研修施設の指定

(研修目的)

第6条 専門研修は、専門医資格申請者及び同更新希望者に対し、歯周病学領域における診断と治療のための最新で高度な専門知識と臨床技能を修得させることを目的とする。

(研修施設の申請資格)

第7条 研修施設は、機構が示す研修目的を達し、委員会ならびに本学会理事会が承認し、機構が認定した専門医資格を有する研修指導医(以下、指導医とする)が常勤している次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 研修施設は、次の各号をすべて満たし、かつ、委員会において審査後、審査結果について本学会理事会の承認を経たのちに、機構による審査を受ける。申請書類評価で疑義が生じた場合、委員会による実地調査を受け、適格と認定されることを要する。

- 1) 指導医が1名以上常勤していること
 - 2) 研修実施に必要な設備、図書を有していること
 - 3) 設備：専門医研修プログラムで定めた研修カリキュラム(以下、研修カリキュラムとする)の遂行に必要とされる薬事承認された機器・器材(例示：歯科用エックス線検査機器、歯石除去器材、歯周外科用器材、位相差顕微鏡、歯科用実体顕微鏡、歯科用レーザー機器)などを備えていること
 - 4) 図書：研修カリキュラムに必要な図書、視覚資料が充実していること
 - 5) 専門医に参画する本学会に共通した研修カリキュラムを適正に実施できる施設であること。また、審査時に症例写真を提示する症例を含め、歯周病治療に求められる質と数の診療が行える施設であること
 - 6) 大学病院もしくは大学附属病院、もしくは委員会で相当と認められた施設の歯周病治療に関連する医療機関であること
 - 7) 専門医に関連する課題について定期的に教育・研修が行われていること
 - 8) 指導医のもと、専門医教育として以下のことが実施されていること
　　臨床における専門医に関する理論と実技の教育
 - ①研修カリキュラムに沿った理論教育と評価(講義と評価・試験)
 - ②研修カリキュラムに沿った実技教育と評価(実習指導と評価・試験)
- (2) 研修施設の責任者は研修カリキュラムに基づいて指導を行い、活動報告書を委員会に提出しなければならない。
- 1) 研修施設認定・更新申請書
 - 2) 指導医在籍証明書
 - 3) 研修・教育内容報告書
 - 4) 研修施設実績報告書(年次報告書は毎年度要報告とする)
 - 5) 研修施設新規・更新手続き及び書類チェックシート
 - 6) 歯周病専門医研修施設プログラムチェックシート
 - 7) 研修医の在籍状況
 - 8) 研修施設の概要と見取図

(研修施設の申請手続き)

第8条 前条(1)に該当する研修施設を申請する指導医は、細則第14条に定める申請料を添え、細則第4条、ならびに第6条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

2 合否の判定は委員会が行う。本学会理事会がこれを承認し、機構へ認定申請するものとする。

(研修施設の認定、更新及び登録)

第9条 第7条による申請施設は、機構の審査において相当と認められた場合、歯周病専門医研修施設として認定される。

2 研修施設と認定された施設の登録料は無料である。

3 認定期間は機構が定める。原則として以下の通りとする。

- (1) 理事会承認日が 1月 1日～6月30日の場合 4月 1日から5年後の 3月31日までとする。
- (2) 理事会承認日が 7月 1日～12月31日の場合 10月 1日から5年後の 9月30日までとする。

4 第7条の研修施設は、5年毎に指定の更新を受けなければならない。

5 前項による申請施設は、細則第8条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。委員会が更新認定相当と判断した後、本学会理事会の議を経て、機構における承認を得たのち、歯周病専門医研修施設として資格更新される。

6 研修施設の更新要件ならびに手続きは別に定める。

第4章 専門医の資格更新

(専門医資格の認定期間)

第10条 専門医資格の認定期間は5年間とし、引き続き認定を希望する者は、5年毎に更新しなければならない。

(専門医資格更新の申請)

第11条 専門医資格更新の申請者は、資格取得後の5年間に細則第12条に定める所定の単位を修得し

なければならない。

- 2 ただし、特定の事由(妊娠・出産・育児、病気やケガによる入院、長期療養、留学、介護、災害による被災等)により更新が困難な場合は委員会へあらかじめ届け出るものとし、その理由が消滅した時点に遡及して申請することができる。

第12条 専門医資格の更新申請者は、細則第14条に定める申請料及び審査料を添え、細則第7条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。委員会が更新認定相当と判断した後、本学会理事会の承認を得たのち、機構における議を経て、専門医として資格更新される。

第5章 専門医及び研修施設の資格喪失・復活

(専門医の資格喪失及び復活)

第13条 専門医は、次の各号のいずれかに該当するとき、委員会、本学会理事会の議を経て、機構における承認を得たのち専門医の資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科医師免許を喪失したとき
- (3) 本学会会員の資格を喪失したとき
- (4) 専門医の更新手続きを行わなかったとき
- (5) 専門医として不適格と認められたとき
- (6) 申請書類に重大な誤りが認められたとき

2 本条(4)の専門医は、次に該当するときは、委員会、本学会理事会の承認を得たのち、機構に復活申請ができるものとし、機構が審査の上相当と認める場合、その資格を復活することができる。

- (1) 資格喪失から1年以内であれば更新遅滞理由書を付して更新の請求をすることができる。
- (2) 資格喪失から1年以上経過した場合、本条第4項により専門医資格復活の請求をすることができる。

3 本条(5)又は(6)に該当するときは、議決前に本人の弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会が認めたときは、専門医の資格復活のための試験を受けることができる。

- (1) 試験は筆記試験、臨床実績などにより行い、実施方法については委員会が別途定める。

(2) 試験の合格者は、理事会の議を経て、委員会に復活申請をすることができる。

(復活が認められた専門医の登録)

第14条 委員会は、前条第3項及び第4項により機構における議を経て、専門医の復活資格が認められた者を、専門医と認定する。

- 2 専門医と認定された者は、細則第14条に定める登録料を納入する。

(専門医資格辞退)

第15条 専門医の資格辞退は、所定の手続きを経て行うことができる。

(研修施設の資格喪失及び復活)

第16条 研修施設は、次の各号のいずれかに該当するとき、委員会、本学会理事会及び機構における議を経て、その資格を失う。

- (1) 指定の必要条件を欠いたとき
- (2) 指定の更新を行わなかったとき
- (3) 研修施設として不適格と認めたとき

2 研修施設は、喪失の事由が消滅したときは、再び資格の申請をすることができ、委員会、本学会理事会の議を経て、機構へ復活申請ができ、機構における議を経て、審査の上資格復活相当と認められた場合、その資格の復活ができる。

(復活が認められた研修施設の指定及び登録)

第17条 委員会は、前条第2項により研修施設資格の復活が認められた施設を、研修施設と認定する。

第18条 指導医の審査、認定および登録に関する規則は別に定める。

第7章 その他

(運営)

第19条 委員会の運営に関しては、細則に定める。

(審査料等)

第20条 審査および登録に要する費用は、細則第14条に定める。

(規程の改廃)

第21条 この規則の改廃は、委員会、ならびに本学会理事会の承認を経たのちに、機構の承認を受けなければならない。

附則

1 この規則は、令和7年5月22日から施行する。